

令和7年10月10日臨時会

◎議長(菅野修一議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和7年10月臨時会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。7番 菅藤昌己議員、8番 畑中和恵議員、9番 高橋隆雄議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。星川議会運営委員長。

[議会運営委員長 星川 薫 議員 登壇]

◎議会運営委員長(星川 薫 議員)

おはようございます。議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る10月3日、招集告示になりました今臨時会に係る議会運営委員会を、10月6日、市役所会議室において開催し、当局から、総務課長の出席を求め提出議案の概要を聴取しながら、会期及び議事日程について、慎重に審査を行ったところであります。

その結果、今臨時会の会期につきましては、タブレットに掲載しております会期・議事日程表のとおり、本日1日限りとすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長(菅野修一議員)

お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長からの報告のとおり、会期は本日1日限りとすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、諸般の報告であります。事務局長に報告させます。事務局長。

◎事務局長(菅原幸雄君)

諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員より議長あてに、地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体等の監査の結果についての報告、及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、9月に執行した例月出納検査の結果について、報告がございました。

タブレットに掲載しておりますので、ご参照願いま

す。以上で報告を終わります。

◎議長(菅野修一議員)

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、議第45号「尾花沢市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、日程第5、議第46号「【債務負担行為】令和7～9年度尾花沢市立尾花沢小学校新設工事請負契約の締結について」の2件を上程いたします。

これより、提案理由の説明を求めます。市長。

[市長 結城 裕 君 登壇]

◎市長(結城 裕 君)

皆さん、おはようございます。本臨時会に提案いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第45号「尾花沢市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。新設される尾花沢小学校の開校を、令和9年4月1日から令和10年4月1日に変更するため、提案するものです。

議第46号「【債務負担行為】令和7～9年度尾花沢市立尾花沢小学校新設工事請負契約の締結について」ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものです。

以上が、今臨時会に提案いたしました議案の概要であります。審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

◎議長(菅野修一議員)

続いて、議案の審議を行います。

お諮りいたします。日程第6、議第45号「尾花沢市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、日程第7、議第46号「【債務負担行為】令和7～9年度尾花沢市立尾花沢小学校新設工事請負契約の締結について」の2案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第6、議第45号「尾花沢市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制

定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

◎議長(菅野修一議員)

安井議員。

◎10番(安井一義議員)

非常に、議案自体が一部を改正する条例の一部を改正するというので、非常に分かりにくいので、ちょっと一度確認をしておきたいことがありますので、ちょっと。今まで1年遅れるということで、学校がそのまま学校を残すということなんですけれども、その場合の校長、教頭ということでの人員の確保については、現状のまま1年そのまま延長になるということですのでよろしかったかお願いします。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(齊藤公良君)

お答えします。開校が1年延びるというだけであって、人員、教職員の配置については何ら変わりはありません。

◎議長(菅野修一議員)

安井議員。

◎10番(安井一義議員)

では、来年度の予算については、その校長・教頭先生、そのほかの先生方の確保、予算については、また確保になるというふうな検討をされているということですのでよろしかったですか。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(齊藤公良君)

その通りでございます。

◎議長(菅野修一議員)

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより議第45号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって議第45号は原案のとおり決しました。

次に、日程第7、議第46号「【債務負担行為】令和7～9年度 尾花沢市立尾花沢小学校新設工事請負契

約の締結について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木由美子議員。

◎3番(鈴木由美子議員)

3点お伺いいたします。

まず初めに、地中熱設備工事については、入札辞退JVの積算と設計書との間に、大きな乖離があったため、校舎棟建築工事から分離されて別途発注しております。これまで、分離発注を要望する声もありましたが、工程の管理などから、工期の遅れも予想されるということと理由に分離発注方式は取られてきませんでした。しかし、今回なぜ大きな乖離があるからという理由で別途発注するのでしょうか。その点を分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

次に、2つ目ですけれども、その工事の発注はいつごろ行う予定でしょうか。

3つ目ですけれども、令和6年の8月時点で、これは令和6年9月25日の全員協議会でのご報告いただいているんですけれども、概算事業費は総事業費61億7,000万円として、市の負担額は償還期間を30年間とした場合、毎年約3,760万円になると試算しております。しかし、今回の落札額も大きく増高しております。さらに1年開校が遅れることによって、資材や人件費はさらに高騰することが予想されております。また、今後の償還金に対しましても、昨今金利の上昇傾向にあるようです。年々減少する市民が負担しなければならぬ後年度負担をできるだけ少なくするために、どのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。以上3点ですが、よろしく申し上げます。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

お答えいたします。まず1点目の地中熱設備工事につきまして、分離された理由等についてでありますけれども、先の不調原因調査におきまして、地中熱設備工事の金額が特定共同企業体から提供いただきました積算内訳書と我々の設計書との間に大きな乖離があることが判明したところでございます。このまま2回目の入札に臨んだ場合、再度不調のリスクがあることから、分離発注することとしたところでございます。また、この金額の乖離の原因については、不明ではありましたが、市が、ただ、この市が別途発注し、直接契約とすることで、契約金額も安価に抑えられる可能性が高いと我々は判断したためでございます。

次に、地中熱設備工事の発注時期についてでございます。この地中熱設備工事につきましては、本来建築工事と一体をなすものでございましたので、建築工事と密接に関係するため、発注時期については、本議案を可決いただいて本契約が成立した後に、このJV請負業者と協議を行いながら発注時期を定めていきたいと考えているところでございます。

次に、この度の発注にあたって、事業費が予定価格などが増えた等についてでありますけれども、地中熱設備を含みます、価格上昇分があるわけでございますけれども、その価格等につきましては、先の9月定例会においてもお話をさせていただいたとおり、具体的な数字については、お答えを差し控えていただきたいと思いますところでございます。

ただ、この間、単価等の再度入札に向けて、単価等の見直し、設計の見直し等にも当たってきたところでございます。これまで行ってまいりました、保護者、住民等の皆様方への説明会におきましても、物価変動の影響を伴う建設費に関するご質問をいただいております。再入札に向けた設計の見直しにつきましては、申し上げたとおり、最新版の刊行物単価への入れ替え、また見積もりの再徴取など、物価の変動を適切に反映した積算を行った上で、入札に臨む旨もこれまでも説明させていただいたところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

よろしいですか。他に、鈴木由美子議員。ちょっと待ってください。

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

それでは、私のほうから後年度負担の件についてお答えいたします。先に示された、財政計画のほうで試算した金額ですけれども、鈴木議員仰るとおり、総額が61億7,000万円ということで、ちょっと今手元に資料ないんですけど、私の記憶ですと、地方債の発行額のほうが37億6,000万円でございます。その際、確か1.8%の利率で、30年償還で計算しております、これもちょっと記憶であれですけれども、利子のほうが確か11億2,000万円、公債費の総額が48億8,000万円ほどだったと思います。今回入札によって、また事業費が変動してくるわけですけれども、地中熱工事のほうもこれから入札に取り組むというようなことで、全体事業費がまだ定まっておりませんので、それが分かり次第、もう一回最新の利率であったりを用いながら、財政計画のほうを見直していきたいというふうに

考えております。

ただ、これまでも繰り返し申し上げておりますけれども、国庫負担金のほか、例えば基金からの繰入れ、そして公共施設マネジメント特別分、いわゆるあの過疎対策事業債の特別分になりますけれども、こういったものを有効活用しながら、後年度負担が少しでも軽減できるように努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木由美子議員。

◎3番(鈴木由美子議員)

まず1番目と2番目のお答えに対してなんですけれども、まず別々に発注して、金額を今回抑えるということでありましたけれども、結局あの別々に発注してもですね、合計すれば、あの、今までよりはかなり増高するのではないかなと思います。それと、前回までのご説明で、別々、あの、分離発注をすると工期の遅れが心配ですということで、そういった方式は取られなかったわけなんですけれども、今回は1年延長ということでもありますけれども、それ以上延びる可能性とかは大丈夫でしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

これまで分離発注ではなく、一括発注とさせていただいた説明の要旨につきましては、建築工事、機械設備工事、電気設備工事、これらの3件の工事を分割とするか、一括とするかという部分についてご説明ご理解を賜ってきたものと思っております。本度の地中熱設備工事につきましては、主にこの機械設備工事の一部に当たるものでございます。先ほどの建築、電気、機械につきましては、事業費も大きいことから、全体的な計画的なマネジメントが必要ということで一括とさせていただいておりますけれども、地中熱設備工事につきましては、分離発注をしても他への影響は少ないと我々としては判断をさせていただいたものでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

よろしいですか。他にございませんか。青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

私からも何点か質疑をさせていただきたいと思いません。

まず最初に、予定価格の公表についてでございます。昨年12月16日付けで、総務大臣ならびに国土交通大臣の連名で、公共工事の入札及び契約の適正化の推進に

ついてという通知が出されております。その内容を申し上げますと、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになることや、入札談合が容易に行われる可能性があることなどの問題があることから、入札前には予定価格を公表しないものとしてされております。加えまして、地方公共団体において予定価格の事前公表を廃止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否については、十分に検討した上で、そうした弊害が生ずることのないよう取り扱うようにとする通知内容であります。

では、本市の場合、事前公表の実施の適否についてどのような検討がなされ、どのような理由で予定価格を事前公表するという判断をされたのかお伺いいたします。

次に、8月4日、財政課から予定価格の公表方法を変更しますという文書がホームページに掲載されました。最初に令和7年5月1日時点での内容であります。予定価格10億円以上の総合評価一括競争入札による工事は、事前公表とすることができるというものであります。しかしながら、8月1日の改正によって、予定価格10億円以上の工事は、事前公表とすることができるので改正をされました。どうして総合評価一般入札方式を取りやめたのか、詳しい説明をお願いいたします。また、この度の公表方法の変更については、いずれも総合小学校建設工事を行うための措置として市長決裁をされたものと認識をしてよろしいのかどうか併せてお尋ねをいたします。

◎議長(菅野修一議員)

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

お答えいたします。まず最初に、どうしてあの予定価格を事前公表したかということですが、まず、本市の予定価格の取り扱いについて最初説明させていただきたいと思っております。かつては予定価格の事前公表を前提としていた時期もございましたが、平成30年の5月から原則全部の案件につきまして、予定価格を事後公表とするようにしております。ただし、緊急を要する工事、あるいは高度かつ特殊な工事については、予定価格を事前公表が可能としておりました。この度、しかしながらですね、この高度かつ特殊な工事という定義が明確ではないなというふうに捉えておまして、令和7年の5月ですけれども、緊急を要する災害復旧工事のほか、予定価格10億円以上の総合評価一般競争入札による工事、これを事前公表が可能なもの、事前公表とすることができるというふうにし

たところでございます。

続いて、なぜ変更したかということですが、この度の尾花沢小学校新設工事の入札に当たりましては、建設技術センターからのご助言もいただいておりますし、そのご助言を踏まえた形で庁内での協議もしております。それを踏まえて、当然市長決裁もいただいております。その内容に沿って入札を担当課のほうで執行したというように捉えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

今回上程されております工事請負、請負契約内容でありますけれども、入札を辞退されたJV業者のほうから聞き取りをしたと。そのとおりに工事費の増高と工期の延長が盛り込まれる内容となりました。さらに、予定価格の52億2,650万円に対する落札額は、52億6,500万円で、ほぼ満額に近い99.9%という非常に高い落札率であります。また、最終的に応札したJV業者は1者だけでありました。予定価格を公表したことが結果として、競争力の働かない入札になった、また落札価格が大きく高止まりをしたということについて、どのように受け止めておられるのかお伺いいたします。そして、先ほど財政課長から答弁ございましたけれども、いわゆる建設技術センターの役割でありますけれども、私の記憶によりますと、公示をした後、5月の確か27日に技術センターとの契約を結んでおります。従いまして、入札のその予定価格というところには、その技術センターの様々な力添えというのは実はいただいているというふうに解釈をしているんですが、その点についてもお伺いしたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

それでは私のほうから、先ほども答弁で技術センターの件についても言及させていただきましたけれども、その件についてお答え申し上げます。通常の、例えば問い合わせだったりとかですね、そういった形での、相談というふうになりますけれども、技術センターのほうでは、県内の数多くの自治体との関わりがございますので、一般的にどのような取り扱いをされているのかと、そういった意味でのご助言をいただいたということでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

山形県建設技術センターからのご助言の時期的なものについて、お答えをさせていただきます。発注者支援業務の受発注期間につきましては、ただいま議員仰られたとおりでございますが、昨年度の実施設計から今年度の発注に至るまでの期間の、昨年度のアフターフォローとして、建設技術センターからは、通年のご助言、ご相談をさせていただいているところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

ただ今私質問した中身の答えにはなっていないかなというふうに思います。いわゆる予定価格の公表をしたことによって、99.9%という、いわゆる落札額が非常に高止まりをしたと。これは先ほど申し上げた、国交省なり総務省なりの通達にあったとおりでございます。高止まりをするんじゃないかというところが、まあ実際こういう落札率になったと。そしてですね、結果として、やはり一般競争入札と違って、予定価格が公表されているものですから、その辞退ということが起きたり、今回の、その高い落札になったりとする、いわば、そういう結果として、そういう入札になってきたということについて、どのように受け止めておられるのかという質問がありましたので、これについては改めてお答え願いたいと思います。

加えまして、尾花沢市の契約に関する規則第9条第3項、予定価格は、契約の目的となる物件または債務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短などを考慮して、適正にこれを定めなければならないと規定をされております。

そこですら、まず1回目の入札やりましたけれども、金額が低いために不調となったと。特に、先ほどありました地中熱工事の価格については、億を超える乖離があったというふうに答弁をされております。このことからすれば、予定価格の積算方法、先ほど答弁でも、いわゆる業者の積算内訳と設計書の積算に大きな乖離があったということの答弁でございました。ということは、やっぱり予定価格の積算方法に何らかの問題があったのではないかとこのように考えられますが、いかがでしょうか。

そして、2回目の入札に当たってでありますけれども、総合評価方式を入札要件から除外をした。いわば総合評価方式というのは価格だけではなくて、その企業の様々な、技術力とか、あるいは地域貢献とか、そういうものを加味することによって、予定価格は、

多くても、その必ず落札するのではないという、要件としてですね、予定価格を公表するために、私はこの総合評価方式というのはあるからこそ、予定価格を公表したんだというふうに思っております。その結果ですね、やはり、この度のような最終的な1者の応札しかなかったということがあります。今回はその予定価格を公表するのではなくて、やはり一般競争入札に私はすべきだったというふうに考えております。これらについて、改めて明確な答弁をお願いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

お答えをしたいと思います。予定価格の事前、事後につきましては、それぞれメリット、デメリット、特徴があるかと承知しているところでございます。先ほど来申し上げをさせていただいたとおり、発注支援業務を行っていただいている建設技術センター、また、近隣の同事例等を勘案させていただいた上で、事前公表を選択をさせていただいたところでございます。公表することによりまして、高止まり、落札価格の高止まり傾向ということについては、データは持ち合わせておりませんが、そういった一面はあるものだろうと考えているところでございます。我々としては、必ず不調を回避したい、1回目は不調となってしまったわけですが、回避するということが大前提でございましたので、総合的に判断をさせていただいた結果、事前とさせていただいたところでございます。

また、1回目の不調の原因につきましては、主に工期ということでした。金額については不調原因の調査の過程の中で、積算内訳書のご提供協力をいただいて、対査をさせていただきました。もちろん、我々の設定金額と事業者様の単価は一緒ではございません。多少の差異はございますけれども、それが不調自体の原因ではないということでした。ただ、我々が点検をさせていただいたところ、地中熱設備工事が特異に差異があったということで、次回入札については、リスクになる可能性があるという判断をさせていただいて、分離発注をさせていただいたものでございます。我々の設計のほうに、設計の積算に問題があったのではというところではございますが、それももちろん含めて、不調原因調査の中で点検をさせていただいたところではありますが、特段そういった問題ということはないかと考えているところでございます。ただし、2回目の入札にあたっては、予定価格

そのものは増高したわけでありませけれども、これは感想ですが、それほど現下の情勢においては物価高騰が激しいのだと感じたところがございます。総合評価方式ではなくということでもございましたけれども、1回目は総合評価方式、2回目は条件付き一般競争入札ということで切り替えをさせていただきました。

2回目の入札にあたりましては、あらゆる見直し、検討をさせていただくという心構えで臨まさせていただいたところでもあります。総合評価方式ではなくすることによって、出来上がった成果品の品質に影響を与えないかという部分を我々としては懸念いたしましたところでもありますけれども、入札参加要件につきましては、おおむね変えてございませんし、そのことによって、入札参加予定者の技術力におおむね影響を与えなかったなど安堵しているところがございます。

また、さらに一般競争入札にすることによりまして、前回は入札申込のなかったJVが改めて、結果辞退をされましたけれども、入札参加申込をいただいたというのは、この度の入札方式の変更については成果だったのかなと思っているところでもあります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

他にございませんか。土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

私からも何点かご質疑させていただきます。

まず1点目です。この度の臨時会の資料の6ページに入札及び契約の状況が添付されております。入札に参加しました2つのJVのうち、1JVが辞退されております。こちらについて2点、まずお伺いします。

1点目、この辞退は口頭によるものか、辞退届の提出によるものか。2点目、辞退理由について伺っているか、聞いているとすれば、その理由は何か教えていただきたいと思っております。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

この度の入札におきまして、辞退を届け出られました事業者様から辞退の方法でありますけれども、この度の入札公告におきまして、辞退については文書で、文書またはファクスでということ、口頭ではなくということ、定めさせていただいているところでございます。ただし、辞退の理由につきましては、申し訳ございませんが聞き取っておりません。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

前回不調となった入札においては、辞退されたJVになぜ不調になったかというような理由をお聞き取りされたという説明がございました。新庄市や大石田町では、入札辞退届が所定の様式として定められておりまして、辞退理由を記入する必要があります。また、大石田町に至っては、今後同様の工事について、入札参加の意思があるか否かについても記入する必要があります内容となっております。本市におきましては、入札辞退届に所定の様式がなく、辞退の表明があった時点で、辞退の理由も今後の入札参加の意思も確認できない状況にあります。辞退理由を付した辞退届を様式として整備することで、安易な辞退の頻発による事務の混乱や、特定企業への聞き取りなどから、一部の入札参加者に有利に働く再入札などの予防ができるようになるかと考えますので、今後、様式の整備について検討していただきたいと思っております。

2点目の質疑であります。この度、新設工事請負契約の締結に関する議案を審議するために、市政研究会の会派長の名前で、当初の金入設計書と変更後の金入設計書を資料請求させていただいたところ、提供できない旨の回答を受けております。皆様のお手元のタブレットからもご確認できますが、令和6年の12月20日の全員協議会において、令和・公明クラブが統合小学校建設用地造成工事の金入設計書を資料請求し、こちらについては提供されております。今回、この取り扱いで違いが生じた理由についてご説明いただきたいと思っております。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

お答えをいたします。この度の入札にかかる金入設計書の請求をいただいていることは、情報として承っているところでございます。ただ今回、その内部で、関係課で検討させていただいた際、第1回目の金入設計書につきましては、今後発注を予定している地中熱設備工事の金額が含まれていることから、今後の事務事業に執行支障が生じる可能性が高いということで、これは公開難しいのではというような話となった次第でございます。2回目の金入設計書につきましては、これから本日契約、議決を賜れば本契約となることでありまして、これから履行期間中になるものでございます。こちらにつきましても、今後、設計変更等を伴い変更契約となった場合には、事前の公表というようなことに、そういった考え方になろうということもありませんし、それらの単価につきましては、市

が今後発注する同種同様の工事にも影響するものでございますので、この度は非公開というように、内部ではお話をさせていただき、所管課のほうからは、提供できないというようなことをさせていただいたというふうに伺っております。ただ、そういった整理をさせていただいても、昨年の12月の全員協議会におきまして、造成工事にかかる金入設計書につきましては、公表させていただいた経過がございます。これにつきましては、我々としましては、当時の事情を勘案し、特例的に公開をさせていただいたという状況でございます。ご理解いただきたいと思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

我々も、10月1日に入札があって、本日10日ということで、わずかな期間の中で、尾花沢市の将来を担う重大な契約案件でございますので、それを審議するために、なるべく必要な情報については開示していただきたいという思いで、今回資料請求をさせていただいたところでありまして、今、あの課長のほうからご答弁ありましたが、同じ資料ではないものの、当時と同様のような資料請求を行って、結果的に一方の会派には提供されて、もう一方のほうには提供されていないといった対応になってしまっているということもありまして、こういった対応が不要な誤解ですとか、溝を生みかねないものなのかなというふうにも、感じているところです。これから当局と議会が建設的な協議を進めていくためにも、配慮を感じられるような対応を取っていただきたいと思っておりますし、今後は資料提供のルールについて統一化を図っていただいて、また明確にさせていただきたいと思っておりますので、そちらをぜひ検討していただくようによろしく申し上げます。私からは以上です。

◎議長(菅野修一議員)

他にございませんか。伊藤議員。

◎2番(伊藤浩議員)

私からも関連質疑でございます。今までやりとりございましたように、今回の落札価格でございます。57億8,600万円税込み、なんですけど、1回目の予定価格から比較しますと2億2,770万円増えているというふうな結果でございます。さらに、今ありましたように、地中熱設備工事、これが分離発注ということで、今後改めてこの分の入札が行われると。金額が分からないわけでございますけれども、いずれにしても、見えている部分だけで、2億2,770万円プラス、地中熱

工事分というようなことで、大変大きな金額、増額というふうな結果になっているわけでございます。そこで、質疑でございますけれども、7月7日の保護者に対しての説明会、あるいは7月28日住民説明会の中で、なるべく経費を抑えるべきだというふうな意見も多数あったと思います。今回の今のこの状況につきまして、今後市民の皆さんにはどんな形で理解をしていただこうとしているのか、お伺いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長(小埜和広君)

お答えをいたします。これまでも同様、今後とも市民の皆様方には丁寧な事業の状況につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。議員ご質問の中にもあったとおり、先来的説明会等におきましては、建設コストゆえの将来負担に関するご質問、ご心配をいただいているところでございます。こういったことも踏まえ、まずはこの度の建築工事におきましては、工事の進捗に伴って、今後設計図書の変更がまた生じる場合もあろうかと思っておりますけれども、その際にもコスト意識を持ちながら、安易に建設費の増につながらないよう、意を配していきたいと思っております。

また、外構工事などの来年度以降に発注をする工事があるわけでありまして、こちらにつきましても、発注前に設計内容の見直しを行うなど、事業費の削減ができないかなど検討をしてみたいと思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

伊藤議員。

◎2番(伊藤浩議員)

経費の削減に努めていただくというのは、やっぱり一番重要なことかと思っております。また、前回の説明会では、それぞれ約60名から80名ぐらいの市民の皆さんからおいでいただいているわけなんですけれども、今回の、今後予定していただく説明会については、例えば尾花沢市のどこかで、一カ所で、ここに集まってくださいというふうなやり方ではなくて、例えば集落単位の説明会をやっていただくと。やはり1年間開校が延期された方、延期されたということをご存じない市民の方もまだいらっしゃるようでございます。ぜひエリアをなるべく細かくした丁寧な説明会をやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長（結 城 裕 君）

先ほど担当の課長からもご説明申し上げたとおりですね、今後の市民の方々にお知らせする内容につきましては、適時適切にですね、しっかり判断していきたいということでもあります。具体的にどういうふうにしていかも含めまして、今後検討し、そしてまた皆様方にご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

伊藤議員。

◎2番（伊 藤 浩 議員）

こういう大きい事業については、やはり当局と議会だけが理解するというのではなくて、やはり市民の皆さんに十分理解していただくというようなことが大事だと思います。よろしくご配慮をお願いいたします。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

他にございませんか。安井議員。

◎10番（安 井 一 義 議員）

学校建設のほうの施工業者のほうが入札が終わったということで、非常にこれから進むのだということで非常に安堵しているところです。やはり建設、非常に大切で必要だと私は思っています。ただ、しかしその地中熱融雪ということで、その部分を外してということなんですけれども、建物本体、屋根のほうの融雪がその中には含まれていたのか、ちょっとお願いします。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

統合小学校建設課長。

◎統合小学校建設課長（小 埜 和 広 君）

お答えをいたします。今回の小学校、新たに建てられる小学校につきましては、屋根のひさし部分の融雪等についても含まれているものでございます。ただ、この度、分離発注する部分というのは、その地上の設備ではなく、井戸を掘る工事、そこに採熱管を埋める工事になっておりますので、その工事とはまた別のものがございます。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

安井議員。

◎10番（安 井 一 義 議員）

やはり雪国尾花沢の雪対策、しっかりしているなどいうふうに思われるところの学校をしっかりと建設していただきたいというふうに思います。ただ、やっぱり地表面の駐車場とかで、どうしても融雪のパイプなんかがあると、非常に大型重機で掃くような場合に乘れないということで、何か支障があった時に、なかな

か対応が難しいのかなというところがありますので、その辺もしっかりと積算の中に検討していただければというふうに思います。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようでありますので終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより議第46号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議がありますので、議第46号を起立により採決いたします。原案のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

着席願います。起立多数であります。よって、議第46号は原案のとおり決しました。星川議員。

◎13番（星 川 薫 議員）

ただ今、可決されました議案に関する附帯決議の動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ただ今、星川議員より、附帯決議の動議がありました。賛成者がおりますので、会議規則第16条の規定により、一人以上の賛成者がおられますので、動議を認めます。この際、動議提出者の説明を求めます。星川議員。

〔13番（星 川 薫 議員 登壇）〕

◎13番（星 川 薫 議員）

議第46号【債務負担行為】令和7～9年度尾花沢市立尾花沢小学校新設工事請負契約の締結に対しての附帯決議案。

令和6年度の一般会計歳入歳出決算に含む統合小学校の造成工事において、あまりにも不透明な事務執行を行ったことにより、住民監査請求を受けた次第であります。また、12月に債務負担行為で統合小学校建設の議決を得ているにも関わらず、入札時期が遅れた経緯も議会には報告がありませんでした。予算を付けた以上、もっと早く執行していれば工期の問題等について、今でも疑念を払拭できない次第であります。現在、訴訟にも発展していることから、当局の説明責任は当

令和7年10月10日臨時会

然の義務であり、怠ってはならないことでもあります。住民監査請求は棄却されましたが、議会としては、正確な情報を市民に伝える義務があります。市長、副市長、教育長の三役は執行状況を把握するとともに、建設状況を適宜報告し、変更契約等が生じた場合には、遅延なく議会に説明し、議決を得ることが必然であります。未来ある子どもたちのためにも、つまづくことなく令和10年の開校に向け、尾花沢市立尾花沢小学校の建設を遂行していただくことを要望いたします。以上決議する。令和7年10月10日、尾花沢市議会。以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、議会と行政の信頼関係を深め、より良い市政運営に帰すことを願うばかりであります。

◎議長（菅野修一議員）

これより附帯決議に対する質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようでありますので終結いたします。

次に討論のある方は発言を許します。

討論もないようでありますので終結いたします。

次に、本決議案を起立により採決いたします。

本決議案のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

◎議長（菅野修一議員）

着席願います。起立多数であります。よって、議第46号については、本決議案を附帯することに決しました。

以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和7年10月臨時会を閉会いたします。ご苦労様ございました。

閉会 午前10時58分